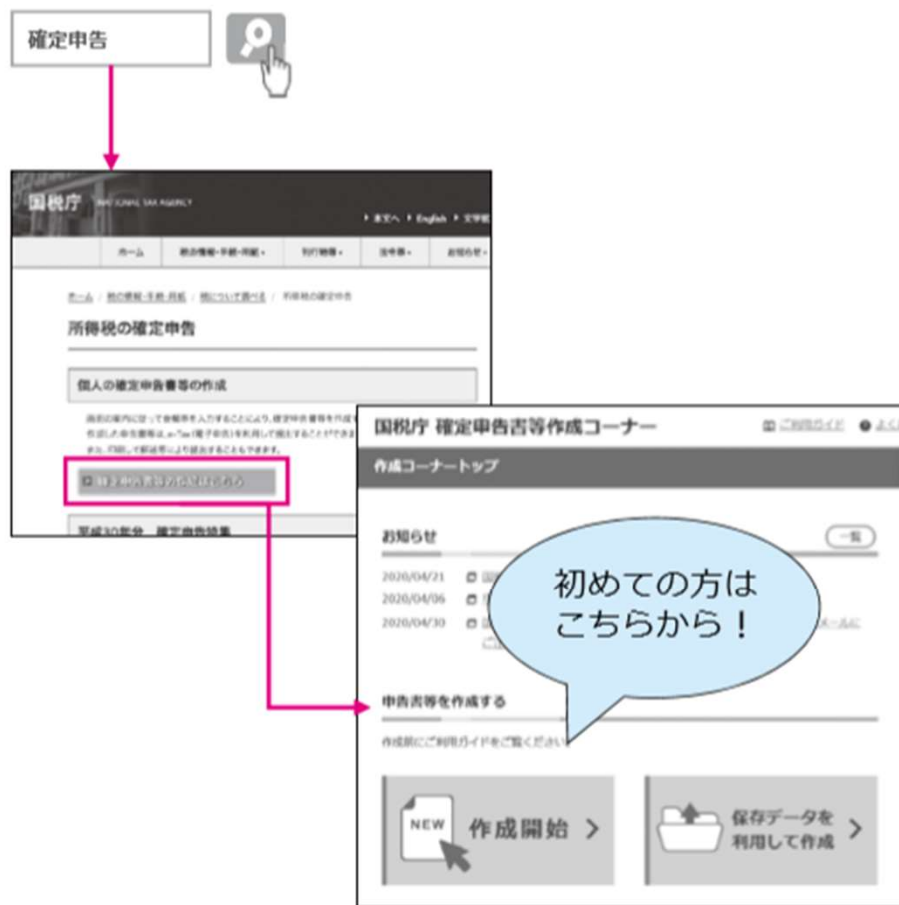


インターネットで申告

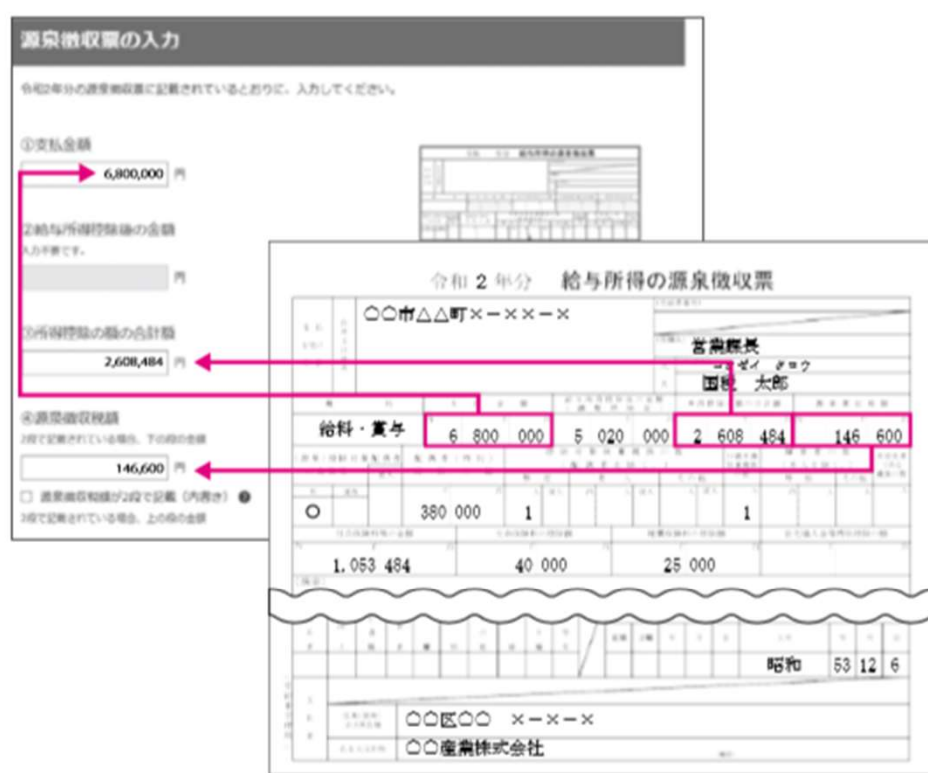
5. インターネットで申告 インターネットでも住宅ローン控除の申告が可能 1/3

1. 国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにアクセスする
2. 源泉徴収票の内容を入力する

1 国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにアクセスします



2 源泉徴収票の内容を入力します



出典：国税庁「インターネットで住宅ローン控除の申告ができます」より作成

5. インターネットで申告

インターネットでも住宅ローン控除の申告が可能 2/3

3. 売買契約書や登記事項証明書の内容を入力する
4. 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の内容を入力する

3 売買契約書や登記事項証明書の内容を入力します

住宅に関する事項の入力

住宅と土地の金額が分けていない場合の入力方法はこちら
取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）。

15,000,000 円

取得対価の額に含まれる消費税及び地方消費税額の合計額が、2%の税率により計算されたものですか？

はい いいえ

床面積を小数点第2位まで入力してください（登記事項証明書に記載されています）

98.53 m²

土地に関する事項の入力

取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）。

20,000,000 円

面積を小数点第2位まで入力してください（登記事項証明書に記載されています）

78.24 m²

不動産売買契約書

建物代金	1 5 0 0 0 0 0 0 0 円
（消費税等及び地方消費税額の合計額）	1 3 6 3 6 3 6 円
土地代金	2 0 0 0 0 0 0 0 0 円
売買代金総額	3 5 0 0 0 0 0 0 0 円

4 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の内容を入力します

年末残高証明書の入力

①住宅借入金等の内訳
 住宅のみ 土地等のみ 住宅及び土地等

②年末残高
 34,000,000 円

③当初金額
 35,000,000 円

④損益権に連帯債務者の記載がありますか？
 はい いいえ

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入先 ○○市△△町×××××××

お等をしていただく方 本 国税 大部

住宅借入金等の内訳 1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等

住宅借入金等の金額 令和2年 6月 1日 34,000,000円

住宅借入金等の金額 令和2年 6月 1日 35,000,000円

償還期間又は返済期間 令和2年 6月から 35年 8月 まで

住宅借入金の取得の対価等の額又は増減額等に変更した費用の額 円

（備考）

国税庁が所定様式（国税庁令第3第1項の規定により、令和2年10月1日現在）に定める住宅取得資金の借入金等に関する規定に定める住宅借入金等の金額、利息等の額に規定する借入金等の金額又は利息等の額に規定する借入金等の借入金等の金額等について、上記のとおり記載します。

令和 年 月 日


（住宅借入金等に係る借入先等）
 所在地 ○○市△△町△△△△△△△
 支店名 ××銀行 財務支店

出典：国税庁「インターネットで住宅ローン控除の申告ができます」より作成

5. インターネットで申告 インターネットでも住宅ローン控除の申告が可能 3/3


- 5. 氏名やマイナンバーを入力して申告書を完成する
- 6. 申告書を提出する

5 氏名やマイナンバーを入力して申告書の完成です



税額計算も自動で！
間違いがありません♪

分からないところは
電話で
問合せできます！



6 申告書を提出します

e-Taxで送信



申告書をデータで送信して申告は完了です。

e-Taxをご利用いただく場合は事前の準備が必要です。

詳しくは、確定申告書等作成コーナー内の案内をご覧ください。

※ 添付書類は郵送などで別途提出してください。

書面提出



自宅のプリンタで申告書を印刷し、添付書類と一緒に郵送などで提出します。

プリンタが無い方でも、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。

申告手続等にはマイナンバーの記載 と 本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が毎回必要です。

- 本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード
例2：通知カード 及び 運転免許証 など
- e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は**不要**です。

出典：国税庁「インターネットで住宅ローン控除の申告ができます」より作成